

「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)の公表について

対象	DB	DC	退職金	その他
	厚年基金	資産運用	会計基準	その他
内容	法令通知	財政運営		

ポイント

- 総合型確定給付企業年金基金のガバナンス見直しに関しては、既に厚生労働省から事務連絡※1が発出されていますが、1月17日に、日本公認会計士協会から「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」(公開草案)※2が公表され、意見募集が開始されましたのでご案内します。
- 主な内容は以下のとおりです
 - ・ 2018年6月22日「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」※3で通知された総合型DBに関する公認会計士等と合意された手続業務(以下、AUP)※4を実施するに当たって、遵守すべき事項等(本実務指針の目的、要求事項、適用指針等)をまとめたものです。
 - ・ 本実務指針は、公表日以降に発行する「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続実施結果報告書」に適用されます。
 - ・ 意見募集期間：2月7日(木) 17時まで

※1 [「総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項\(依頼\)」](#)

(ご参考)「三菱UFJ年金ニュース No.477」(2019年1月7日)

※2 [「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」\(公開草案\)の公表について](#)

※3 [「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令\(平成30年厚生労働省令第77号\)の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について」](#)(平成30年6月22日年企発0622第1号)

※4 Agreed Upon Procedures (合意された手続)

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等に確認くださいますようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

＜本実務指針の適用範囲及び目的＞

項目	内容
AUPの特質	<ul style="list-style-type: none"> ✓ AUP実施者の報告は、手続実施結果を事実を以て報告するのみにとどまり、手続実施結果から導かれる結論の報告も、保証の提供もしない ✓ 実施結果の利用者(総合型基金の理事長、常務理事、監事、理事、代議員及び従業者)は、業務実施者(専門業務を実施する者)から報告された手続実施結果に基づき、自らの責任で結論を導く ✓ 「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」と実施された手続との紐づけは、実施結果の利用者が自らの責任で判断する
本実務指針の目的	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者の目的は、規定に基づき、業務実施者が、総合型基金との間で合意された手続を実施し、結論の報告や保証の提供は行わず、手続実施結果を事実を以て報告すること

＜要求事項＞

項目	内容
基本原則	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、通知で要求される合意された手続に関し、本実務指針及び合意された手続業務の契約条件に準拠して、合意された手続業務を実施しなければならない
業務契約の新規の締結及び更新	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、AUPの契約条件について業務依頼者と合意し、契約条件の内容として、以下の事項について、業務契約書及びその他の適切な形式による合意書(以下「業務契約書」という。)に記載しなければならない (AUPの性質、業務依頼者がAUPを依頼した目的、AUPの対象とする情報、AUPは本実務指針等に準拠して行われる旨、実施する手順の種類・時期及び範囲の詳細、実施結果報告書の想定される様式及び内容、実施結果報告書の配布及び利用制限、理事者確認書の入手、その他必要と考えられる事項等)
手続及び証拠	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、保証業務とは異なり、合意された手続のみを実施し、入手した証拠を実施結果報告書の基礎として利用し、実施する手続の対象とする情報等を特定しなければならない
理事者確認書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、実施結果報告書の提出に当たり、理事者から、次の事項を記載した確認書を入手しなければならない <ol style="list-style-type: none"> (1) 合意された手続業務の対象とする情報等の作成の責任及び業務の実施に関する全ての情報の提供の責任 (2) 「合意された手続のチェック項目及びチェックポイント」に対応した手続を決定する責任

発行元: 三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等に確認くださいますようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

実務指針案の内容（続き）

＜要求事項＞（続き）

項目	内容
報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施結果報告書には、以下の事項を記載しなければならない（表題、宛先、日付、業務実施者の署名又は記名押印、業務の対象、業務依頼者及びその他の実施結果の利用者との合意に基づくものである旨、業務依頼者の責任、その他の実施結果の利用者の責任、業務実施者の責任、本実務指針に準拠して業務を実施した旨、関連する職業倫理や独立性に関する指針及び品質管理に関する規定に準拠している旨、業務依頼者が依頼した目的、手続の一覧、手続実施結果、実施した手続は監査又はレビュー等の保証業務には該当せず、手続実施結果から導かれる結論の報告も保証の提供もしない旨、実施結果報告書は手続等に合意した業務依頼者及びその他の実施結果の利用者のみに配布及び利用が制限されている旨、等）
調書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、実施結果報告書の基礎となる証拠を提供する事項や、合意された手続が本実務指針等及び合意された手続業務の契約条件に準拠して実施されたことを示す証拠を、調書として文書化しなければならない

＜適用指針＞

項目	内容
職業倫理に関する規定	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、合意された手続業務に関連する職業倫理に関する規定に従う ✓ 業務実施者が遵守すべき倫理規則の基本原則は、次のとおり（誠実性の原則、公正性の原則、職業的専門家としての能力及び正当な注意の原則、守秘義務の原則、職業的専門家としての行動の原則）
業務契約の新規の締結及び更新	<p>＜業務依頼者の責任＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務依頼者は、合意された手続業務において、合意された手続の種類、時期及び範囲を決定し、業務実施者から報告された手続実施結果に基づき、結論を自ら導く責任を負う ✓ また、業務依頼者は、業務実施者が合意された手続を実施する上で、以下を提供する責任を負う。 <ul style="list-style-type: none"> (1) AUPの実施のために必要と認められる全ての情報 (2) AUPの実施のために、業務依頼者である総合型基金の理事者並びに総合型基金の理事、代議員、監事及び従事者への質問や面接の機会 ✓ なお、業務依頼者と業務の対象とする情報等に責任を負う者が異なる場合、業務依頼者は、業務の対象とする情報等に責任を負う者に、上記(1)及び(2)を提供させる責任を負う

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等に確認くださいますようお願い申し上げます。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

実務指針案の内容（続き）

＜適用指針＞（続き）

項目	内容
業務契約の新規の締結及び更新（続き）	<p>＜その他の実施結果の利用者の責任＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ AUPにおいて、業務依頼者と同様に、結論を自ら導く責任を負い、また、そのためにAUPが十分かつ適切かを判断する責任を負う
手続及び証拠	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 業務実施者は、特定の情報等に対してサンプリングによって手続を実施する場合、自らの判断に基づきサンプルを抽出するのではなく、AUPにおいて示された、具体的かつ詳細な抽出基準、件数、方法等に基づきサンプルを抽出する ✓ 業務実施者は、実施する手続の対象とする情報等を特定し、調書に記載する
報告	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 実施結果報告書の表題は、「独立業務実施者の総合型確定給付企業年金基金に係る合意された手続実施結果報告書」とする ✓ 実施結果報告書の宛先は、業務依頼者である総合型基金の理事長とする

＜本実務指針の適用時期＞

項目	内容
適用時期	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本実務指針は、公表日以降に発行する総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続実施結果報告書に適用する

以上

発行元：三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部

※本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認ください。当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。